

個別分野の検討概要

< 第 1 回介護個別検討会概要報告 >

平成 22 年 11 月 6 日 (土) 13 時 ~ 16 時

1 . 改革の方向性について

医療・介護はあくまで人が自己実現するための手段。介護、医療の受け手の社会参画をどう後押しするかの視点を忘れてはならない。

退院時にその人が今後どう生きるかということも考慮した、自立への継続的な支援制度を構築する必要がある。車いすのような福祉用具を機器としてレンタルするのではなく、生活支援の機能を提供するサービスという考え方に転換しなければならない。

就業を目指す人の自立に向けて、在宅や施設等における就労など、多様な働き方を支援すべきである。

また、社会参加を積極的に促すために、ICT 設備の整備を進めるべき。さらには、テクノロジートランスファーの仕組みも重要である。

認知症等に対して必要な施設整備を進めつつ、安心の機能を地域に展開し、施設機能を在宅へも展開していくべきである。

24 時間対応型は、提供する事業者側の能力も問われることから、制度としてどのレベルを求めていくのかという視点も重要である。

個別の検討課題としては、在宅か施設かという議論ではなく、現行の仕組みの中で制度的に問題になっている事項について議論していくのがよい。

2 . 介護分野の検討項目について

情報公開制度に関しては、効率的に利用されていないとの声が多数ある。

制度の在り方・仕組みを見直すべきではないか。

介護保険の指定を受けた事業所の施設設備の二次的利用を進めていくべきである。

専門職種が不足している地域でも訪問看護や訪問リハビリが行えるよう、施設・居宅サービス事業所の基準を見直すべきではないか。

利用者にとって分かりにくい、施設・居宅サービス類型を再定義していくべきである。

< 第 1 回 保育個別検討会概要報告 >

平成 22 年 11 月 4 日 (木) 10 時 ~ 11 時

1 . 少子化対策の最近の動きについて

6 月に少子化対策会議で決定された「子ども・子育て新システム(*)基本制度案要綱」に基づき、新システム検討会議の作業グループ(副大臣・政務官級会合)の下に設置された“基本制度ワーキングチーム”・“幼保一体化ワーキングチーム”・“こども指針(仮称)ワーキングチーム”で平成 23 年通常国会への法案提出(平成 25 年度導入)に向けた検討が進んでいる。

一方、10 月に官邸主導による「待機児童ゼロ特命チーム」が発足、「子ども・子育て新システム」について、前倒し実施の基本構想をとりまとめ、平成 23 年度からの前倒し実施を検討し、11 月中旬までに基本構想をとりまとめる予定。

2 . 保育分野の検討項目について

保育については前会議でも継続して取り上げてきた。第 2 クールは新システム検討会議など少子化対策の動きを見つつ進めるが、これまでの議論の蓄積を活かすために経緯などもきちんと確認すべき。

社会福祉法人会計基準の適用や運営費の用途制限を見直して多様な事業者の参入を促進すべきという意見が国民の声に寄せられている。新システム会議でも検討されているが、25 年度を待たずとも取り組めるのではないか。安心こども基金の保育所緊急整備事業費を株式会社等も補助対象にすべき。多様な事業者の参入促進にあたって保育の質を担保するために第三者評価制度について検討してはどうか。

学童(特に低学年児童)が放課後や長期休業中に安心して過ごせる場所の確保も問題。

保育所開設にあたって保育士の確保が困難との声がある。

(*) 「子ども・子育て新システム」の概要

待機児童解消、仕事と生活の両立支援を実現し、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

給付面では、ニーズに応じた多様な給付を保障する。利用者本位のサービスの包括的・一元的提供(幼保一体化、多様な給付の提供)と基礎自治体による自由な給付設計を実現する。